

## **(仮称) 議会基本条例の制定**

### **1 検討趣旨**

区民に対してより開かれた区議会とするとともに、議会活動の一層の活性化を図るため、議会及び議員の活動規範や基本ルール等を定めた(仮称)議会基本条例を制定する。

### **2 検討結果**

今後、議会基本条例の制定に向けて、特別委員会を設置し議論する。

#### **【議会基本条例の主な論点】**

- ・ 最高規範性については、議会基本条例を最高規範として制定しても、議会運営における最高規範として限定されること。
- ・ 議会における附属機関の設置については、自治法上に根拠規定がないことから、専門的知見の活用の範囲内での対応が考えられること。
- ・ 議会審議の活性化が不可欠との考えから、反問権の行使及び議員間討議を積極的に行うことが考えられること。
- ・ 議会は住民代表機関として、民意を十分にくみ取る努力をしなければならず、その手法としては、住民への情報提供の強化、参考人、公聴人、専門的知見の活用、住民との意見交換等が考えられること。

#### **【議会基本条例制定の留意点】**

- ・ なぜ議会基本条例を制定するのか、基本から考えたうえで制定作業に着手しなければならない。
- ・ 条例案文を作成するにおいて、他の自治体のいいところ取りはやめる。